

告 示

埼玉県告示第九百五十一号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量（修正数値図化・編集）

三 作業地域

桶川市上日出谷南、下日出谷東、坂田西地内 外

四 作業期間

令和四年九月二十五日から令和五年一月二十八日まで